

# CRS 報告制度の概要

## ～特定取引を行う法人の定義～

### 1. 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（「CRS 報告」）について

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成 26 年に、OECD が非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」を公表し、日本を含む各国がその実施を約束しました。わが国においては、平成 27 年度税制改正により、平成 29 年 1 月 1 日以後、新たに金融機関に口座開設等（「特定取引」という。）を行う者等はその金融機関へ居住地国等を記載した届出書の提出が必要になりました。当組合におきましては、上記報告制度に基づき、特定取引を行うお客様から居住地国等について届出書のご提出をお願いしております。

### 2. CRS 報告における「特定法人」の定義

下記 3. の「特定法人以外の法人」に該当しない法人を「特定法人」といいます。

### 3. 「特定法人以外の法人」とは

下記 4. の「法人ステータス一覧表」に記載の 1～10 の法人をいいます。

### 4. 法人ステータス一覧表

法人ステータス番号	法人ステータス種別	内 容
1	上場法人	発行する株式が外国金融商品取引所または金融商品取引所において上場されている法人
2	上場法人の関係法人	上記ステータス番号 1. の法人との間に次に掲げる関係がある場合における当該法人 ・ いずれか一方の法人が他方の法人を直接または間接に支配する法人 ・ 同一の者が当該上場法人及び当該他の法人を直接または間接に支配する関係
3	政府機関等	国、地方公共団体もしくは日本銀行又は外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行もしくは日本が加盟している国際機関
4	政府機関が全額出資する法人	上記ステータス番号 3. の法人が資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部を出資している法人
5	公共法人及び公益法人等	法人税法別表第一に掲げる法人及び同法別表第二に掲げる法人（収益事業を行っていないものに限る）
6	報告金融機関等	報告金融機関等（法人に限る。以下ステータス番号 7～9 までにおいて同じ。）で外国報告金融機関等（外国の法令に準拠して設立された法人であるもの）以外のもの。
7	外国報告金融機関等	外国の法令に準拠して設立された法人で上記ステータス番号 6. に掲げる法人に類するもの及び外国報告金融機関等（うち報告対象国以外の外国の法令に準拠して設立された特定目的会社、投資法人、株式会社等を除く。）
8	持株会社	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する持株会社であって、法令又は定款の規定により、その子会社（報告金融機関等を除く。）の経理管理を行うこと及びこれに付帯する義務の他、他の業務を営むことができないことが定められているもの。
9	グループ内資金管理会社等	上記ステータス番号 2. の関係にある法人（報告金融機関等を除く。）に対する出資、融資その他これらに準ずる取引を行うことを業務とする法人。
10	投資関連所得等が 50%に満たない法人	次に掲げる要件のすべてを満たす法人又は法人既存特定取引契約者 ・ 直前事業年度の総収入金額のうち投資関連所得（利子所得や配当所得等）に係る収入金額に占める割合が 50%未満であること。但し、不動産関連所得については事業として生じた所得は除く。 ・ 直前事業年度末の総資産のうち上記の投資関連所得の基となる資産の合計額の占める割合が 50%未満であること。